

答 申

1 審査会の結論

熊谷市長（以下「処分庁」という。）が令和3年3月25日付けで行った「平成28年に締結した〇〇〇〇との雇用協定書に記載の雇用状況報告書並びに農業従事者確認書類」（以下「本件対象情報」という。）を部分公開とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

審査請求及び審議の経緯は、次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和3年3月17日付けで熊谷市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、処分庁に対し本件対象情報の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) これに対し処分庁は、令和3年3月25日付けで、本件対象情報について「法人の正当な利益が損なわれるおそれがある」等の理由により本件処分を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和3年5月11日付けで、処分庁に対し、本件処分の取消し及び本件対象情報の全部公開を求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、令和3年6月8日に処分庁から行政情報部分公開決定理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和3年6月23日に審査請求人から行政情報部分公開決定理由説明書に関する意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、本件審査請求について、令和3年7月8日に処分庁から条例第12条の2の規定による諮問を受けるとともに、同日に処分庁から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、令和3年8月12日に審査請求人から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張を、審査請求書、令和3年6月23日付けの行政情報部分公開決定理由説明書に関する意見書及び同年8月12日における意見聴取から要約すると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとともに、本件対象情報の全部を公開することを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 処分庁は、「法人代表者の印影」、「従業員数」、「内農業従事者雇用人数」、「農家区分の有無」、「No.」及び「農家該当の有無」（以下これらを「本件非公開情報」という。）について、条例第7条第1項第2号に該当するとして非公開とし

ているが、平成23年10月14日の最高裁判決にもあるように、同号に該当するためには「競争上若しくは事業運営上の地位、社会的地位その他正当な利益」が害される蓋然性が客観的に認められることが必要と解される。

イ 本件非公開情報のうち、「従業員数」、「内農業従事者雇用人数」、「農家区分の有無」、「No.」及び「農家該当の有無」については、公開されると競争上の地位が脅かされるような企業経営上の重要な機密事項やノウハウということではできない。現に、株式会社〇〇〇〇（以下「当該法人」という。）は、そのウェブサイトにおいて、当該法人の全体の従業員数を公開している。

ウ 本件対象情報に係る事案は、平成30年10月12日に地方自治法第100条第1項の規定により埼玉県議会に設置された「熊谷市上之地内における農地転用許可等調査特別委員会」（以下「100条委員会」という。）において調査された案件に関する事項であり、例外的に農地転用が許可されるに当たり、付された条件を満たして適切に運営されているかを確認することは、行政の適正な運営とこれに対する失われた市民の信頼を回復するために公益上の必要性も高く、当然公表されることが適当である。

エ 本件非公開情報が公開されても、当該法人の「正当な利益」が害される蓋然性を客観的に認めることができず、また、仮にその蓋然性が客観的に認められるとしても、「公開することが公益上必要であると認められるもの」（条例第7条第1項第2号ただし書ウ）に該当すると考えられる。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張を、令和3年6月8日付けの行政情報部分公開決定理由説明書及び同年7月8日における意見聴取から要約すると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象情報のうち、「法人代表者の印影」については、これを公開することにより、印影が偽造されるなど当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。
- (2) 本件対象情報のうち、「従業員数」、「内農業従事者雇用人数」、「農家区分の有無」、「No.」及び「農家該当の有無」については、当該法人の内部管理に関する情報であり、これを公開することにより、競争上の地位その他の当該法人の正当な利益が損なわれるおそれがあると認められる。
- (3) 本件対象情報のうち、「従業員の氏名、フリガナ、住所及び生年月日」については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであると認められる。
- (4) 条例第7条第1項第2号ただし書ウに規定する「公開することが公益上必要であると認められる情報」とは、市民等の生命、身体、健康、財産等を保護し、公共の安全を確保するために公開すべき情報に準ずる情報をいい、当該公開の可否については、当該情報を公にしないことにより保護される法人の権利利益と、公にすることにより保護される市民の権利利益とを比較衡量し、後者が前者を上回る場合に公

開すべきであると解されるところ、100条委員会が設置された案件である等の理由のみをもって、同号ただし書ア又はイに準ずるものとはいえず、後者が前者を上回るとはいえない。

5 審査会の判断

当審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 本件対象情報について

審査請求人が本件公開請求において公開を求めている文書は、平成28年7月1日に熊谷市と当該法人との間で締結された雇用協定書に基づき、当該法人から令和3年3月2日付けで熊谷市長宛に提出された雇用状況報告書並びに当該報告書により回答があった従業員について、農業従事者の該当の有無を確認するため熊谷市農業委員会宛に提出された照会文書の起案及び同委員会からの回答文書である。

当審査会において、これらの文書を見聞したところ、雇用状況報告書には、令和3年2月16日現在の当該法人に係る雇用実績として、「雇用形態」、「従業員数」、「内農業従事者雇用人数」、「従業員数に対して農業従事者雇用人数が占める割合」及び当該従業員に係る「農家区分、氏名、フリガナ、住所及び生年月日」が、熊谷市農業委員会宛に提出された照会文書の起案及び同委員会からの回答文書には、処分庁が同委員会への照会に当たり従業員に便宜的に割り当てた「No.」及び当該従業員に係る「氏名、フリガナ、住所、生年月日及び農家該当の有無」が記載されていた。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、処分庁が条例第7条第1項第1号及び第2号を根拠に行った本件処分は妥当でないと主張していることから、これらについて、次のとおり検討し、及び判断する。

ア 条例第7条第1項第1号の該当性について

⑦ 「従業員の氏名、フリガナ、住所及び生年月日」について

従業員の氏名、フリガナ、住所及び生年月日については、当該情報自体が特定の個人を識別することができる情報であることが明らかであるため、処分庁が本号を理由として非公開とした決定は、妥当である。

イ 条例第7条第1項第2号の該当性について

⑦ 「法人代表者の印影」について

法人の代表者印は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のもので、契約書等重要書類に使用され、記載事項の履行等を確約するという非常に重要な役割を担っていると同時に、不特定多数の者に提示されることを予定していないものである。

その上で、本件非公開情報である印影についても、上述のとおり契約行為等に使用される法人の代表者印の印影として、公表することを前提としたもので

はないと判断される。そのため、このような印影が公開されることにより偽造等当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると認められることから、処分庁が本号を理由として非公開とした決定は、妥当である。

㌠ 「従業員数」について

審査請求人は、当該法人のウェブサイトにおいて従業員数を公開していることを理由として、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがある情報に該当しない旨主張している。

しかしながら、当審査会において確認したところ、当該ウェブサイトにおいて公開されているのは、当該法人の全体の従業員数である一方、本件非公開情報に記載されているのは、当該法人が運営するスーパーマーケット事業に係る正社員数並びにパート及びアルバイトの従業員数であった。

このことから、当該従業員数に関する情報については、当該法人が公開しているものではなく、また、法人が特定の店舗に雇用形態の異なる従業員をどの程度配置しているのかという事項については、法人の内部管理に関する情報であるといえる。

したがって、「従業員数」を公開することにより法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると認められることから、処分庁が本号を理由として非公開とした決定は、妥当である。

㌡ 「No.」及び「農家該当の有無」について

本件対象情報に記載されている「No.」及び「農家該当の有無」については、いずれも表形式で記載されており、これらの情報自体が直ちに法人情報に該当するものではない。

しかし、上述のとおり、法人が特定の店舗に雇用形態の異なる従業員をどの程度配置しているのかという事項については、法人の内部管理に関する情報であり、これを公開することにより法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあると認められることから非公開情報となるべきところ、「No.」及び「農家該当の有無」を公開することにより、パート及びアルバイトの従業員数を公表するのと同様の効果を生ずることとなり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれることが明らかであることから、処分庁が本号を理由として非公開とした決定は、妥当である。

ウ 条例第7条第1項第2号ただし書ウの該当性について

次に、本号ただし書ウに該当するか否かについて検討する。本号ただし書ウは、法人等又は事業を営む個人に関する情報であっても、公益上公にすることが必要であると認められるものについては公開の対象となる旨規定している。これは、法人に関する情報には、当該法人の利害関係を超えて、市民生活に少なからざる影響を与え、又は与え得ることがあり、公益上公開するのが相当であるとされる

ものがあるが、その場合には、公益とこれを公開されることによる法人等の不利益とを比較衡量した結果、なお公益の方が上回るとされたものを、本号の例外として公開の対象とする旨を規定しているものであると解するべきである。

その上で、本件対象情報が本号ただし書ウの公開事由に該当するか否かについて、判断する。

審査請求人は、本件対象情報に係る事案は、埼玉県議会に設置された地方自治法第100条第1項の規定に基づき調査された案件であること、及び当該案件が農地転用の不許可の例外事項として例外的に許可された案件であることを理由として公開する公益上の必要性がある情報であると主張する。

しかしながら、本号ただし書ウの規定による公開に当たっては、本号ただし書ア又はイに準ずる高度な公益性が求められているところ、当該主張に基づく理由のみをもって、公開すべき公益上の必要性があるとはいえないこと、また、本件非公開情報を公開することによる公益と、これを公開されることによる法人等の不利益を比較衡量しても、本件非公開情報を公開することが当該法人に著しい不利益を与えることは、上述のとおり明らかであり、公開する公益上の必要性が非公開によって保護される当該法人の権利利益を優越するとはいえない。

さらに審査請求人は、本件非公開情報が公開されることにより、農地法の運用等の行政の適正な運営の確保及び失われた市民の信頼の回復が図られると主張しているが、審査請求人からの意見聴取において、当該公益性に係る審査請求人の真意を質したところ、公開する公益上の必要性を裏付ける合理的な説明もなく、本件非公開情報を公開すること自体が審査請求人が主張する公益性の実現と直接的に結びつく蓋然性を有しているとはいえない。

したがって、当該法人の権利利益を優越する公益上の必要性が認められないことを理由として、本件非公開情報を公開しなかった処分庁の判断は、妥当である。

以上のことから「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

澁谷 祥晴、藤野 佳子、自在 暁

審議の経過

年 月 日	内 容
令和3年7月8日	諮問を受ける。
同日	処分庁からの説明及び審議
同年8月12日	審査請求人からの説明及び審議
同年9月10日	答申